

表 東莞市の「域外高度人材」「緊急必要人材」の個人所得税優遇措置の適用基準

条件	域外高度人材	緊急必要人材
基本条件	1. 香港・マカオの永住権保持者、香港の各種入境計画（優秀人材、専門人材、企業家など）による在留資格を有する香港居民、台湾地区居民、外国籍者（いずれも中国本土の戸籍を抹消していない者を除く）、または海外の長期居留権を取得した帰国留学業者および華僑であること。	
	2. 申請者は、対象納税年度において東莞市に登録された企業その他の機関に勤務・雇用されている者、東莞市で独立した個人サービスを提供している者、または東莞市で生産・経営活動に従事している者でなければならない。また、財政補助を申請する時点で引き続き当該職務に従事しており、かつ対象納税年度中の東莞市での就業日数が累計90日を超えていることが求められる。	
	3. 東莞市において適法に個人所得税を納付しており、実際の個人所得税が課税所得額に15%の税率を適用して算出した税額を超えていること。	
	4. 申請者の勤務先が科学技術イノベーション、重点発展産業または哲学・社会科学分野に属し、申請者が中級・上級管理職または研究開発・技術分野の中核人材であり、対象納税年度において本要領所定の域外高度人材要件を満たしていること。	4. 申請者の勤務先が科学技術イノベーション、重点発展産業または哲学・社会科学分野に属し、申請対象となる納税年度において、本通知で定める緊急必要人材の要件を満たしていること。
	5. 法令を順守し、研究倫理および研究活動における誠実性（研究インテグリティ）を備えていること。	
資格条件	1. 外国籍の域外高度人材については、有効な「外国人工作許可証（A類）」〔ただし、平均給与基準（平均給与が当該地域の前年度社会平均賃金の6倍以上）のみで認定された者を除く〕、「高度外国人材確認書」、「広東省外国籍域外高度人材確認書」、または国、広東省、東莞市の人材主管部門が認定した域外高度人材であることを証明する書類を保有していること。	1. 雇用主と労働契約または業務委託契約を締結しており、対象納税年度において東莞市の緊急必要人材対象職種に従事していること。当該職務を遂行する能力を有し、職務への就任状況および職務遂行状況については、社内で5営業日以上公示され、異議がないこと。
	2. 香港・マカオ・台湾出身の域外高度人材については、有効な「広東省港澳台高度人材確認書」、または国、広東省、東莞市の人材主管部門が認定した域外高度人材であることを証明する書類を保有していること。	2. 緊急必要人材対象職種は、当該職務のために専門的に設置されたポストでなければならない。複数の職能を兼ねる職務・ポストは申請対象外とする。
	3. 香港の各種入境計画（優秀人材、専門人材、企業家など）により香港居住資格を取得した香港居民に該当する高度人材については、国、広東省、東莞市の人材主管部門が認定した域外高度人材であることを証明する書類を取得していること。	3. 申請者の担当業務および職務内容が、公表された緊急必要人材対象職種リストに一致していること。職種名が完全に一致しない場合であっても、職務内容が一致していれば、実際の業務内容に基づいて認定を受けることができる。
	4. 海外の長期居留権を有する帰国留学業者および華僑に該当する高度人材については、国、広東省、東莞市の人材主管部門が認定した域外高度人材であることを証明する書類を取得していること。	4. 申請者は、緊急必要人材対象職種の業務に専門的で、直接従事する者でなければならない。統括、分掌、兼務、補佐担当などの名目で、部門や職階をまたいで間接的に関与する者や、専門的ではない者、直接従事していない者は申請できない。

（出所）東莞市科学技術局、人力資源・社会保障局の発表を基にジェトロ作成